

- ①日雇就業を希望する求職である場合には、当該求職を希望される就業予定日までの間有効であり、就業の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求職は同条件であっても継続しない。
- ②契約期間のない労働者又は契約期間労働者での求職をする場合、3 か月間有効の求職申し込みとして取り扱うこととする。

(紹介)

第4条 求職者には、職業安定法第2条に規定される職業の選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めるものとする。

- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を選定するよう努めるものとする。
- 3 当社は、求職者に対し、紹介において従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面または電子メールによる明示が出来ない時は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示するものとする。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合は、当社が紹介状を発行し、その紹介状を求人者へ持参する方法とする。
- 5 求人、求職の申込みについて、当社は責任をもって紹介の労をとらなければならない。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業者又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を行わないものとする。
- 7 求職者の就職が決定した場合、求人者及び関係雇用主より別表の手数料表に基づき、紹介手数料を徴収するものとする。受領した手数料は、当社の業務運営において瑕疵が明白でない限り返金しないことを基本とするが、第4条8に定める返金規定の契約を求人者及び関係雇用主と締結した場合に限り決められた期間および料率での返金に応じる。
- 8 求人者が採用した人材が自己の意思により、または就業規則違反等の、人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、求人者から支払われた手数料について、所定の割合で計算された金額を求人者に払い戻す。ただし、人材が専ら求人者の都合により退職することとなった場合には、手数料の返戻は行わない。

・1 か月未満の在籍で退職の場合	手数料の 8 0 %
・1 か月以上、3 か月未満で退職の場合	手数料の 5 0 %
・3 か月以上、6 か月未満で退職の場合	手数料の 1 0 %
・6 か月以上の在籍で退職した場合	返戻なし

(苦情・相談対応)

第5条 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介業者等と連携を図りつつ、求人・求職者間の雇用契約締結前に当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとする。